

(2) 大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう ※1	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 ※1	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 ※1	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化窒素 ※2	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
ベンゼン ※3	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン ※3	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン ※3	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン ※3	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 ※4	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

3. ※1：長期的評価(年間)と短期的評価(条件どおり)があるもの

※2：年間で評価するもの

※3：有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係るもの

※4：ダイオキシン類に係る環境基準

光化学スモッグ注意報等の発令基準

区分	発令基準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時